

平成 22 年 10 月 8 日

郵政改革関連法案の閣議決定について

社団法人 全国地方銀行協会
会 長 小 川 是

本日、郵政改革関連法案が閣議決定されました。同法案の内容は、先の通常国会において廃案となった法案とほぼ同一のものとなっています。

これまで、地銀界は、政府出資が残るなど公正な競争条件が確保されない状況では、ゆうちょ銀行が業務範囲の拡大等を行うべきでないのはもちろんのこと、むしろ業務範囲の絞り込みや預入限度額の引き下げなどの検討が必要になると繰り返し申し述べてきました。

こうした主張にもかかわらず、ゆうちょ銀行への政府出資を常態化させたまま届出によって業務範囲の拡大が可能となる枠組みを盛り込んだ法案が、再度閣議決定されたことは甚だ遺憾です。また、預入限度額については、本年 3 月に 2,000 万円に引き上げる政府方針が示されており、これが実施された場合、中小企業金融の中核を担っている地域金融機関への悪影響も懸念されます。

今後の国会審議等の過程においては、次の点を十分に踏まえた慎重な検討が行われることを、あらためて強く希望します。

政府出資が恒久的に残るゆうちょ銀行は、官業そのものであり、民業補完としての位置付けを明確にすること。

預入限度額の引き上げは、規模の小さな金融機関や経済状況の弱い地域にとりわけ大きな影響を及ぼしかねず、地域における金融システムの安定を損なう懸念があるため、再検討すること。

業務範囲は、民業補完の観点から限定的に取り扱うこととし、新規業務について現行の「認可制」を維持すること。

新たに設置される郵政改革推進委員会が、真に中立的な立場で、民間金融機関との公正な競争条件や地域経済・地域金融機関への影響を定期的にチェックする枠組みを設け、それについては期限を定めないこと。

民間金融機関の店舗・ATMネットワークの充実が図られている現状があるなかで、日本郵政グループに金融のユニバーサルサービスの提供を義務づける必要があるのか、慎重に検討すること。

以 上